

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会  
中間まとめに関する意見募集の実施について（意見募集要領）

平成30年12月10日  
文化庁著作権課

この度、平成30年12月7日の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」をはじめとする著作権等の適切な保護を図るための措置や、「著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入」をはじめとする著作物等の利用の円滑化を図るための措置等に関する中間まとめが取りまとめられました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

**1. 意見募集の対象**

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ

**2. 資料の入手方法**

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

**3. 意見募集期間**

平成30年12月10日（月）～平成31年1月6日（日） 必着

**4. 意見送付要領**

**(1) 記載事項**

ア. ①意見提出対象の区分※、②賛成／反対、③御意見（2000字以内）

イ. ①個人／団体、②氏名／団体名、③連絡先電話番号、④連絡先メールアドレス  
を明記の上、(2)に掲げるいずれかの方法で送付してください。

(※) 以下の区分からお選びください。

A：リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

B：ダウンロード違法化の対象範囲の見直し

C：アクセスコントロール等に関する保護の強化

D：著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

E：著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

F：行政手続に係る権利制限規定の見直し（地理的表示法・種苗法関係）

G：A～F以外

## (2) 意見提出の方法

別添の参考資料（「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する留意事項）を必ずご一読の上、以下のいずれかの方法により提出してください。集計の都合上、可能な限り電子メールでの提出をお願いいたします。なお、電話・FAXによる御意見の受け付けはいたしかねますので、御了承ください。

### ア. 電子メールによる提出

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載されている「中間まとめ御意見送付用テンプレート」に4.（1）の記載事項を記入の上、以下のメールアドレスに送付してください。

chosaku@mext.go.jp

- ・判別のため、件名は【中間まとめへの意見】として下さい。
- ・複数の御意見を御提出いただく場合には、取りまとめの都合上、4.（2）※書きの1区分ごとに1つのテンプレートを作成し、提出してください（例：A、B、Cについて御意見がある場合は、3つのテンプレートを作成し、提出してください。なお、3つのテンプレートを一つのメールに添付していただいても結構です。）。

### イ. 郵送による提出

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載されている「中間まとめ御意見送付用テンプレート」に4.（1）の記載事項を記入の上、以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁長官官房著作権課企画審議係 宛

- ・可能な限り「中間まとめ御意見送付用テンプレート」へのご記入をお願いいたします。印刷等が困難な場合は、同様の様式で御提出ください。

## 5. 備考

- ・本意見募集はいただいた御意見の数を計るものではございませんので、御了承ください。
- ・「中間まとめ御意見送付用テンプレート」以外の様式で提出された場合、4.（1）の記載事項の要件を満たさない場合、4.（2）の要件を満たさない場合又は一区分に同一人物又は同一団体による意見が複数あった場合は、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御提出いただいた御意見の内容や団体名を除き、氏名、連絡先電話番号、連絡先メールアドレスについては公表いたしません。

以上